

## 公 告

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定した。

平成28年12月1日

福島県知事 内堀 雅雄

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	平成28年10月5日	福島県指令南建 第499号	株式会社 みなみ 代表取締役 菊地三男 西白河郡西郷村大字小田倉字中庄司3番 地11	西白河郡西郷村大字小田倉字大平4 37番14	26.24	5.00
2	平成28年10月27日	福島県指令相建 第44-19号	アイワ都市開発有限公司 代表取締役 櫻井 州雄 相馬市中村字桜ヶ丘84番地	相馬市黒木字迎畑34番1、164番4 他先の一部	142.54	6.00